

令和7年6月27日  
課名 商工労働局観光課  
担当者 担当課長 平野  
内線 2420

## 広島県伝統的工芸品の新規指定について

### 1 要旨・目的

広島県伝統的工芸品指定要綱（平成2年9月10日施行）第3条の規定により、広島県伝統的工芸品として「手織中継表」「大竹手すき和紙」「大竹鯉のぼり」の3品目を、令和7年6月30日付けで新規指定する。

### 2 現状・背景

広島県伝統的工芸品とは、「県の風土と県民生活の中ではぐくまれ、受け継がれてきた伝統的な工芸品を指定することにより、その声価を高め、伝統的工芸品産業の振興を図るとともに、県民生活に豊かさと潤いをもたらすこと」を目的として、平成2年9月10日付で創設された制度である。

### 3 指定概要

#### (1) 指定品目及び製造事業者名

市町	工芸品名 (指定品目名)	製造事業者名	種別
福山市	手織中継表	岡本 祐子	畳表
大竹市	大竹手すき和紙	おおたけ手すき和紙保存会	和紙
大竹市	大竹鯉のぼり	杉本 海	装飾品

#### (2) 指定理由

事業者からの市経由で申出のあった伝統的工芸品について、指定要件に基づいた現地調査の結果及び広島県伝統的工芸品認定委員会における意見聴取を踏まえ、いずれも指定要件等を満たしていると認められるため。

※広島県伝統的工芸品認定委員会は、学術経験者・関係団体等6名の委員で構成される。

#### (3) 指定日

令和7年6月30日（月）

### 4 その他

広島県伝統的工芸品の指定要件及び現在の指定品目は以下のとおり。

#### (1) 指定要件

- ア 製造過程の主要部分が手工業的であること
- イ 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること
- ウ 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること
- エ 主として日常生活の用に供されるものであること

#### (2) 指定品目

一国斎高盛絵、銅蟲、三次人形、宮島焼、戸河内剝物、戸河内挽物、備後緋